

季節労働者の皆様の
通年雇用化をサポートします

協議会だより

第49号

令和2年
7月



根室管内4町通年雇用促進協議会

令和2年度の協議会の事業について

国(厚生労働省)の委託を受け、今年度も通年雇用化を支援する事業が始まっています。当協議会におきましては5月下旬、書面による定期総会を開催し、事業計画・予算が承認されたことから、引き続き通年雇用化支援事業を進めてまいります。

事業のご紹介 (季節労働者対象)

(1) 情報誌「協議会だより」の発行

協議会事業の情報や、アドバイス、資格取得講習等の実施状況など「協議会だより」として年3回発行し、協議会へ登録されている皆様にお届け致します。

(2) 建設オペレーター人材育成研修事業

例年実施しております建設オペレーター人材育成研修を今年度も実施致します。

研修科目、内容は表のとおりとなっております。年間を通して実施をしておりますが、受講希望者の多くなる11月頃、皆様へ詳しい研修のご案内をお届けする予定となっております。

- ・開催場所 (実施機関) …… (株) 北友商会 (中標津町東37条南1丁目)
- ・受講料 …… 全額を協議会で負担いたします。

講習科目	定員	受講日数
小型移動式クレーン運転技能	19名	3日間
玉掛け技能	19名	3日間
車両系建設機械(整地等)運転技能 14時間	12名	2日間
車両系建設機械(整地等)運転技能 38時間	1名	5日間
車両系建設機械(解体)運転技能	3名	1日間
高所作業車運転技能	6名	2日間
フォークリフト運転技能	7名	2~4日間
不整地運搬車運転技能	8名	2日間
地山掘削及び土止め作業主任者	3名	3日間
型枠支保工の組立等作業主任者	3名	2日間
足場組立等作業主任者	4名	2日間
ガス溶接	3名	2日間

・1年度内に1人1科目取得できます。
(小型移動式クレーンと玉掛けのみ2科目取得可能)

・予算には限りがあります。



※既に所持している免許によって、受講時間数や日数等が異なる科目があります。

(3) 2級土木施工管理技士資格取得支援事業

土木建築業界で需要が高まっている2級土木施工管理技術検定の受験に向けた事前準備講習を実施する予定です。今年度は3名の申込みがあり、10/25(日)実施の試験にチャレンジします!

講習科目	内容	定員	備考
2級土木施工管理技士	通学講習 7回 (9月~10月)	4名	受講料 …… 無料 講習会場 …… (株)北友商会

(4) 人材育成研修事業 特別教育(安全衛生教育)

厚生労働省令で定められている、危険・有害な業務に就く場合に必要となる安全又は衛生のための特別教育を本年度も下記の科目を対象に実施しております。1年度内1人につき1科目受講できます。

(予算には限りがあります。)

- ・開催場所(実施機関)・・・(株)北友商会(中標津町東37条南1丁目)
- ・受講料・・・全額を協議会で負担いたします。

講習科目	定員	受講日数
アーク溶接等特別教育(短縮コース)	2名	2日間
伐木等の業務に係る特別教育※	14名	3日間
刈払機取扱作業安全衛生教育	13名	1日間
フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	2名	1日間
小型車両系建設機(整地等)特別教育	1名	2日間
足場の組立に係る特別教育	3名	1日間
ローラーの運転業務に係る特別教育	3名	2日間



※伐木等の業務に係る特別教育につきまして、新たに受講される方は8月までは現行の16時間コース(2日間) + 2.5時間の補講(1日間)、9月以降は新設の18時間コース(3日間)となります。

労働安全衛生規則の一部改正により、現行の16時間/13時間コースを既に受講済みの方は、追加で2.5時間/5時間の補講を受講しなければ8月から伐木等の業務に就くことができなくなりますのでご注意ください。

(5) 季節労働者資格取得支援事業(北海道資格取得支援事業)

この事業は、季節労働者が当協議会の指定する教育訓練を受講・修了、又は資格検定試験に合格し資格を取得した場合、その費用の一部を助成する制度です。教育訓練に要する入学金及び受講料(受講に必要な教科書等)を含む費用の30%を助成するもので、限度額は一人10万円です。助成を受けるためには、事前に実施計画書を提出し承認を受けることが必要です。受講前に必ず当協議会へお問合せ下さい。(予算には限りがあります。)

分野	取得をめざす資格
車両運転免許関係	大型(1種・2種)・大型特殊・牽引 中型(1種・2種)等
社会福祉関係	介護資格等



各種事業における新型コロナウイルス感染症の影響につきまして

現在のところ新型コロナウイルス感染症による事業の中止等の影響はありませんが、今後の状況によって事業の予定が変更となる可能性があります。中止や延期等の変更があった際は随時ホームページ等でお知らせいたします。

また、感染防止の為、上記(2)～(5)の事業にご参加の皆様は、受講の際は手指の消毒や、マスクの着用など咳エチケットへのご協力をお願いいたします。

協議会を構成する団体

自治体

北海道・中標津町・別海町・標津町・羅臼町

経済・産業団体

中標津町商工会・別海町商工会
 標津町商工会・羅臼町商工会
 中標津建設業協会・別海町建設業協会
 標津建設業協会・羅臼建設業協会

労働関係団体

連合北海道中標津地区連合会
 連合北海道別海地区連合会
 連合北海道標津地区連合会
 連合北海道羅臼地区連合会

オブザーバー

ハローワークねむる



協議会への登録のお願い

協議会へ登録しますと優先的に各種事業案内や定期的な情報をお届けいたします。
 登録は雇用保険の短期雇用特例被保険者として雇用されている方、もしくは、離職者であって直前の離職に係る雇用保険の種類が短期雇用特例被保険者であった方等です。
 管内4町(中標津町・標津町・羅臼町・別海町)にお住まいの方で、年齢・性別は問いません。
 登録につきましては、直接お越しいただくほか、電話やFAX、eメールでの対応も可能です。



根室管内4町通年雇用促進協議会

事務局 中標津町役場
 経済振興課商工労働係
 〒086-1197
 標津郡中標津町丸山2丁目22
 TEL (0153) 73-3111

お問い合わせ先

〒086-1013 中標津町東13条南7丁目 労働会館内
 TEL・FAX (0153) 72-6789
 URL <http://www.yac-net.co.jp/n4cho-koyou/>
 E-mail n4cho-tsuunen-koyou@bz03.plala.or.jp